

木造住宅耐震改修促進事業補助金

～木造住宅の耐震診断・改修・建替えを支援します～

大地震から、ご自身やご家族の生命、そして財産を守るためには、住宅の耐震化を図ることが大切です。

昭和56年6月に現行の耐震基準である「新耐震基準」が導入されましたが、以後に発生した大地震による被害状況から、平成12年6月にも耐震基準の一部が強化されており、新耐震基準で建てられた住宅であっても、耐震性が不十分である可能性があります。

こうした状況から、市では、次に記載する住宅の耐震事業について補助を行っています。



補助の対象となる住宅

○次の項目のすべてに該当する**木造住宅**

- ・ 建築基準法に基づいて建築された建築物
- ・ 在来軸組構法、伝統的構法または枠組み壁構法で建築された住宅
- ・ **平成12年5月31日以前**に着工された住宅
- ・ 自己の居住の用に供する一戸建ての専用住宅または兼用住宅（居住の用に供する部分の床面積が当該住宅の延べ面積の2分の1以上であるものに限る。）



対象となる耐震事業や補助の概要

① 耐震診断

「木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人日本建築防災協会・国土交通大臣指定耐震改修支援センター発行）に定める一般診断法及び精密診断法による診断

○補助対象費用

- ・ 補助対象住宅に対し「耐震診断者」が行う耐震診断に要した費用

○補助率・補助限度額

- ・ 補助率： 3分の2
- ・ 補助限度額：6万6千円

② 耐震改修工事

耐震診断の結果、構造耐震指標Iwが1.0未満と診断された補助対象住宅について、「耐震診断者」の責任において作成した耐震改修設計に基づき、構造耐震指標Iwを1.0以上に向上させる工事

○補助対象費用

- ・ 「耐震診断者」が行う工事監理に要する費用
- ・ 「施工事業者」が行う耐震改修工事に要する費用

○補助率・補助限度額

- ・ 補助率： 5分の4
- ・ 補助限度額：100 万円（二段階工事の場合は段階ごとに50 万円）

裏面に続きます。 [1](#)

③ 建替え工事

耐震診断の結果、構造耐震指標Iwが1.0未満と診断された木造住宅を解体し、かつ、同一敷地内に新たに居住するための一戸建て住宅を建築する工事

○補助対象費用

- 補助対象住宅に対して「施工事業者」が行う解体工事に要する費用について、次のAまたはBのいずれか低い額
 - A 対象となる住宅の解体工事に要する費用
 - B 耐震改修工事に要する費用相当分（建替え前の木造住宅の居住の用に供する部分の床面積の合計×34,100 円が上限）

○補助率・補助限度額

- 補助率：5分の4
- 補助限度額：100 万円



「耐震診断者」とは、..

市民のみなさまが安心して耐震診断や耐震改修などを行えるよう、市が定めた基準に基づき登録申請のあった事業者を「耐震診断者」として登録を行っています。
補助を受けるには、登録されている「耐震診断者」が耐震診断、耐震改修設計及びその工事監理を行う必要があります。



「施工事業者」とは、..

耐震改修工事に必要な建設業法第3条第1項に規定する許可を受けている本店又は支店を千葉県内に有する事業者のことをいいます。
耐震改修工事及び建替え工事について補助を受けるには、この「施工事業者」が工事を行う必要があります。



補助申請等の期限 ※申請前にご相談ください。

- ☑ 交付申請×切：令和7年11月28日（金）
※交付申請は、事業者との契約前に必要です。
※予算の範囲内での交付となります。
- ☑ 完了報告×切：令和8年2月27日（金）



補助の詳細や申請書類については市ホームページをご確認ください

【ホーム ▶ くらし ▶ 住まい・生活 ▶ 印西市木造住宅耐震改修促進事業補助金】
申請書類については、当該ページの下部にある、「各種申請書類ダウンロード」からダウンロードしてください。

各申請における必要書類は、交付申請書の裏面に記載しております。

URL：<https://www.city.inzai.lg.jp/00000000245.html>

QRコードからもご覧になれます⇒



【問い合わせ先】

印西市役所都市建設部建築指導課住宅係
TEL0476-33-4657

